

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について

1 パブリック・コメントの概要

案 件 名	鳥栖市地域公共交通計画（案）
意見募集期間	令和7年1月29日（水）～令和7年2月28日（金）
意見提出数	27件（16名）

2 意見の内容と市の考え方

鳥栖市地域公共交通計画（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する市の考え方を次のとおり整理しました。
なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

（1）予約型乗合タクシー事業に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
1	P49	携帯電話を持っていることが前提の計画になっているが、持っていない人のことを考えてほしい。	予約型乗合タクシーについては、パソコンやスマートフォンを使ったWEB上の予約のほか、携帯電話やご家庭、外出先などの固定電話からの電話予約も可能な運用をしたいと考えております。 上記を踏まえ、計画書49ページに固定電話のイラストを追記いたしました。
2	P49	前日に電話で申し込み、家の近くまで迎えに来てもらえたらと思います。	予約型乗合タクシーについては、スマートフォンを使ったWEB上の予約のほか、携帯電話やご家庭、外出先などの固定電話からも予約が可能な運用をしたいと考えております。乗降場所を含め、ご自身で移動手段を持たない方などが利用しやすい乗り物となるように努めてまいります。

(2) 情報発信に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
3	P30	色々な取組やサービス、そして様々な課題やニーズがあることがわかりました。まずは認知度を上げることが一番大切だと思います。高齢者や体の不自由な方ばかりに利用してもらうのではなく、全ての人に利用されるよう、この取組・サービスを知ってもらうことが先、そうすればもっと生のニーズや市民の声が聞こえてくるはずです。路線や乗り方、料金等私は全く知りませんでした。知れば利用してみようと思うはずです。認知度を上げましょう。サービスの課題は、P.30にほとんど全て記されている気がします。	ご指摘のとおり、公共交通の認知度を上げることが重要であると考えております。計画書55～57ページに情報発信の強化について記載しており、公共交通マップのリニューアルやホームページ、SNSなど多種多様なツールを活用して、公共交通に関する情報発信の強化に取り組んでまいります。
4	P31	公共交通の拡充を図り、高齢者の方が利用したくなる、PRを行っていく必要がある。(運賃のメリット→高齢者は少し安くするなど、環境へのメリット、事故防止のメリットなど)	公共交通の拡充については、路線バスやミニバスの最適化に取り組みながら、秋以降に新交通サービスとして実証運行を行うこととしている「予約型乗合タクシー」などの多様な交通手段を活用し、持続可能な公共交通の維持・改善に取り組んでまいります。 PRについては、運賃助成を行っている高齢者福祉乗車券の周知も含め、公共交通に関する情報を多種多様なツールを活用して、情報発信の強化に取り組んでまいります。
5	P57	皆さん市報を十分に見ているとは思えないので、「見える化」のビラをお願いします。 「支援等の周知を行います」は、「このようなビラを作り各家庭に配布します」が周知である。「高齢者福祉乗車券」を販売しています、のビラは必要だと思います。	運賃助成を行っている高齢者福祉乗車券の周知も含め、公共交通に関する情報を多種多様なツールを活用して、情報発信の強化に取り組んでまいります。

(3) 交通結節機能に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
6	P51	<u>鳥栖駅東側の交通結節機能の強化</u> を急いでもらいたい。	鳥栖駅東側の交通結節機能の強化につきましては、早期実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

(4) 路線バス・ミニバスの運行に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
7	—	西鉄バスは今まで通りの運行を願います。	バス運転士不足によるサービス低下が懸念されております。路線バスの維持に努めるとともに、地域の現状や利用実態を踏まえながら最適化に取り組み、持続可能性を高めてまいります。 また、バス事業者と連携し運転士確保の支援にも取り組んでまいります。
8	—	旭、麓線も市役所に停ってもらおうと利用しやすくなると思う。	市内線につきましては、地域の現状や利用実態を踏まえ、最適化に取り組むこととしており、運行するバス事業者と協議しながら、持続可能な公共交通の維持・改善に取り組んでまいります。 また秋以降に運行を行うこととしています「予約型乗合タクシー」と合わせて、希望の目的地へ移動できる公共交通を目指してまいります。

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
9	P9	鳥栖小学校校区の <u>高田町、安楽寺町</u> の生徒も1年生～6年生まで天候に左右されず安心して通学できるように早急に <u>ミニバスなどで対応してほしい</u> 。(現在、1年生～3年生はタクシー、4年生～6年生は自転車)	秋以降に高田町、安楽寺町の方にも利用いただける新交通サービス「予約型乗合タクシー」の実証運行を行うこととしております。 しかしながら、いただいたご意見のうち朝の通学時間帯の利用は難しいと考えております。 高田町及び安楽寺町の小学1～3年生については、高田分校(在籍期間1～3年生)の廃校以降、鳥栖小学校への通学手段の確保を行っており、4～6年生については廃校以前から自転車で鳥栖小学校に通学されております。今後も、小学1～3年生に対する通学支援を行ってまいりたいと考えております。
10	P47	ミニバスのルートと路線バスのルートを乗り継ぎしやすいように見直し、 <u>市内どこからでも中心部(市役所、図書館、鳥栖駅)に行けるルートを開発していただきたい</u> 。	市内の移動については、路線バスやミニバスの最適化を図りながら、また秋以降に運行を行うこととしています「予約型乗合タクシー」において、乗り継ぎしやすさに配慮しながら、希望の目的地へ移動できる公共交通を目指してまいります。
11	P47	ミニバスは毎日運行(介護予防：毎日動けば介護予防に繋がる)	ミニバスについては、市民ニーズや外出行動に合わせた運行内容の改善と利用実態を踏まえた最適化に取り組んでまいります。 また秋以降に、実証運行を行うこととしています「予約型乗合タクシー」については、ミニバスの運行と合わせて更なる外出支援につながる運行となるよう取り組んでまいります。

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
12	P30	現在、 <u>安楽寺町</u> に住んでいます。同級生もいなくて友達と遊ぶ時には親の送迎が必要になります。学校へ通学するにも自転車で行かなければいけません。自転車に乗る事が難しい子もいます。 <u>ミニバスの路線、時間を考えていただき、子供から大人まで利用しやすい仕組みづくりをお願いしたいです。</u>	駅やバス停から離れた交通が不便な地域や、ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしておりますことから、ご意見をいただいたエリアにつきましては「予約型乗合タクシー」の活用による対応を進めてまいります。
13	概要版 P2	足及び膝・腰が悪いため、通院中です。病院及び医院、買い物等で公共交通(特にバス)の時間が合わないためタクシーを利用しています。ミニバスも運行していないので利用出来ません。(特に <u>ミニバスの運行を考慮して下さい</u> 。是非お願いします。)	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました通院や買い物等の移動支援となるよう取り組んでまいります。
14	—	自宅前もしくはコミュニティバスが通れる場所にコミュニティバス用バス停設置か、待合場所を設置し送迎出来るよう要望します。酒井西・酒井東・水屋は国道3号線を西鉄バスが運行しているためコミュニティバスは除外されていると聞きました。特にご高齢の方は西鉄バスのバス停まで行くのが大変ですし、体調次第では行けません。運転本数も少なく、タクシーはお金がかかります。誰もが歳を重ね、ゆくゆくはコミュニティバスが必要な時が来ます。行政の力をお借りしますが、運賃も安く安心して使える <u>コミュニティバスの運行を前向きにご検討くださいますよう宜しくお願い致します。</u>	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました地域に対する移動支援となるよう取り組んでまいります。

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
15	—	ミニバスは酒井西まで通っていませんので、週一でも通ってほしいです。	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました地域に対する移動支援となるよう取り組んでまいります。
16	—	酒井西、東の川沿いと水屋町にバスを通してください。	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました地域に対する移動支援となるよう取り組んでまいります。
17	—	酒井西町にもミニバス等を通してください。	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました地域に対する移動支援となるよう取り組んでまいります。

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
18	—	足が悪くタクシーで通院しています。ミニバスの運行をお願いします。	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 ご意見にありました通院等の移動支援となるよう取り組んでまいります。
19	—	<u>酒井は徒歩圏内に公共・商業施設が無いために、徒歩以外の移動手段が必要。</u>通勤、通学、通院、各種手続き、衣食住に関する買い物など 課題：（高齢者・障がい者を含め、誰もが安全安心に使える） 酒井は3号線を西鉄バスが運行しているが利便性が悪く、利用率が低く、利用する意識も希薄。酒井はミニバス（コミュニティバス）の運行が無い。<u>路線バスで対応できない多様なニーズに応えるため、市や地域が主体的に計画し、定時定路線以外の運行も検討。</u>AIを活用した小郡市の「のるーと小郡」や「おごおり相乗りタクシー」は参考にできる。ただし運用の周知や指導が必要。公的資金による費用対効果の検討。システムの周知や指導。ドライバー不足対策や自動運転技術の導入。定期的な利用状況の調査分析や利用者アンケート収集。ボランティアスタッフの確保。その他シェアサイクルとか。	駅やバス停から離れた交通の不便な地域や、免許返納者等ご自身で移動手段を持たない方などの移動を支援するため、秋以降に新交通サービスとして小郡市の「のるーと小郡」のような「予約型乗合タクシー」の実証運行・導入検討を行うこととしております。 新しい交通サービスについては、使い方や乗り方教室などの利用支援を行ってまいります。 ご意見にありました地域に対する移動支援となるよう取り組んでまいります。

(5) 評価に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
20	P66	PDCA サイクルで評価を行いますとあるが、具体性がないものは評価できないのではないかな。	計画期間中の PDCA サイクルに基づく評価につきましては、目標値（数値）の達成状況とともに、施策（事業）の実施内容や効果等を評価することで、より良い取組へと改善を図ってまいります。
21	P66	評価時期（P. D. C. A）サイクルの実施は通常デミングサイクルと言う。計画案はこの通り理想である。私見だが、この方法の担いは見直し（アクション）を最優先に導くサイクルである。その為にはブレインストーミングを活用し、<u>集団発想法で問題解決を図ることを提案します。</u> ～ブレインストーミングの方法～ ①集団は 10～12 名程度 ②老若男女を問わず ③人の意見に対しクレームをつけない	PDCA サイクルの過程において、ご提案の方法などを参考に見直しを行いながら取組の精度を高めてまいります。

(6) 策定方法等に関すること

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
22	P3、P6	都市計画において、地域公共交通は「都市の装置」と言われるように、都市づくりには特に重要なインフラです。 このため、P3、P6 に記載されている。都市再生特別措置法に基づく「<u>立地適正化計画</u>」は、<u>今後の鳥栖市の都市づくりに最も重要な計画の一つであり、鳥栖市地域公共交通計画（案）と一体不可分の関係にあると考えます。</u> 具体的には、立地適正化計画により、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めることが重要と考えます。 しかしながら、P3 に記載されているように、鳥栖市立地適正化計画は「策定中」の段階であることから、鳥栖市地域公共交通計画（案）との関係が明確になっていないため、中長期的な視点での双方の計画の整合性を確認することができません。 したがって、鳥栖市地域公共交通計画（案）が、都市づくりの中長期的な視点も踏まえた実効性のある計画か否かを判断することができないので、<u>双方の計画を合わせて提示すべきと考えます。</u>	本計画が準拠する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項」を計画に定めるよう努めるものと位置付けられていることから、本計画の計画目標 1・施策 2 において、「立地適正化計画」に応じて、誘導区域・拠点間の公共交通ネットワーク確保に取り組むと事業を位置付けており、計画期間中の取組により整合性を図ることとしております。
23	P12 ～ P13	一日の便数、運行時間、運行ルート、運賃はどうなっているのか。	ご意見を踏まえ、計画書本編 P. 12～13 にバスの運行時間帯や運賃について追記いたしました。

番号	該当ページ	意見の要旨	市の考え方
24	P44 ～ P63	<u>具体的に何をどうするのか全く見えない</u> 。「支援に取り組みます」「協同により取り組んでいきます」「最適化に取り組みます」などなど…、 <u>どう取り組むのかを具体的に書くべきである</u> 。唯一「公共交通マップとしてリニューアルします」と書かれているが、リニューアルの内容はこれから協議します、とならなければ「～取り組みます」では何もわからない。	法で定められる地域公共交通計画はマスタープランとして全体的な方針を示す役割をもち、本計画におきましても個別具体の事業内容とせず、取組の方向性を示す表現としております。 具体的な実施事業については、適宜周知に努めてまいります。
25	P58	目標値は実績を上回るようにするのが当たり前で、5年かけて実績と同じかそれ以下ではおかしい。	ご指摘にある目標値は、直近の実績値（令和5年度又は令和6年度）を基準に設定しております。コロナ禍等によるバス利用者数や高齢者福祉乗車券購入者の減少を、本計画5年間で増加させることを見込んでおります。
26	P62	「市民の意見を聴く会」を開いて欲しかった。	本計画は、市民アンケートや各地区まちづくり推進協議会でお聞きしたご意見を参考に作成しております。 また、本計画において、公共交通に関する意見交換会を開催し、市民協働による地域公共交通の実現に向けた取組を行っていくこととしております。
27	—	高齢者や子ども達にやさしいものにして下さい。よろしくお願いします。	本計画では、現行の路線バスやミニバス運行の改善と最適化に加えて、免許を持たない高齢者や子ども、公共交通利用が不便な地域に住んでいる方が利用しやすい新しい交通サービスに取り組むこととしております。